



発行／浦安市
〒 279-8501
千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
☎047・351・1111（代表）
編集／市長公室広聴広報課
<http://www.city.urayasu.chiba.jp>

広報うらやす

パブリックコメント
特集号

災害対策基本条例
（骨子案）



災害に強い安全なまちづくり ～浦安市災害対策基本条例（骨子案）～

これまでに起きた震災、風水害などの自然災害や大規模な事故は、多くの被災者のかけがえない生命や財産、平穏な暮らしを奪い、そのたびにわたしたちに災害の恐ろしさや防災の重要性を警鐘しています。

文部科学省の地震調査研究機関では、南関東直下でマグニチュード6.7～7.2の地震発生の確立を30年以内で70パーセントと予測しており、首都直下地震は、いつ起きても不思議ではない時期を迎えていることが指摘されています。

災害は、いつわたしたちの生活に襲いかかるかわかりません。市では災害に強い安全なまちづくりに向け、災害対策機能の強化や地域ぐるみの防災対策を推進していくため、市民、事業者、市などのそれぞれの責務と役割を明確にし、連携して災害対策に取り組んでいくため、浦安市災害対策基本条例（骨子案）を取りまとめました。

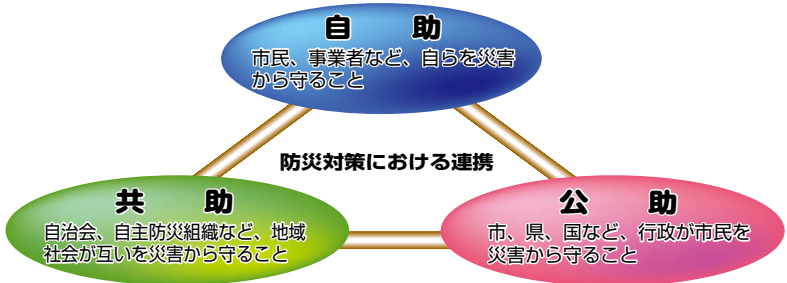
今号では、その概要をお知らせし、市民の皆さんのご意見を伺い、浦安市災害対策基本条例を策定していきます。

問い合わせ 防災課

①液状化現象によって陥没した道路（阪神・淡路大震災）

基本理念

ひとたび大規模な災害が発生したときには、国や県、市の対応で市民を災害から守る（公助）だけでは限界があります。早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自らを災害から守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力しながら、防災活動に組織的に取り組むなど、地域社会が互いを災害から守る（共助）ことが必要です。過去の災害の教訓から、被害の拡大を防ぐため、それぞれの責務と役割に応じて連携を図ることを基本理念とします。



<自助の理念>

市民と事業者、帰宅困難者が、自己の責任で自らを災害から守るという理念

<共助の理念>

市民と事業者、帰宅困難者が、相互に助け合い、地域社会が互いを災害から守るという理念

<公助の理念>

市が市民などを災害から守るという理念

条例の目的

市民、事業者、市などの災害対策における責務と役割を明らかにするとともに、災害の予防や災害が発生した際の応急対策、復旧に関して基本的な事項を定め、災害対策を確立することで、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とします。

ご意見をお聞かせください

浦安市災害対策基本条例（骨子案）の全文は、市ホームページ、情報公開コーナー（文化会館2階）、中央図書館、各分館、公民館図書室、各駅前行政サービスセンター、防災課【集合事務所3階（猫実1-12-38）】でご覧になれます。ご意見などは、12月22日（月）（消印有効）までに、直接または郵便、ファクス、Eメールでお寄せください。いただいたご意見は、市の考え方などといっしょに広報うらやすや市ホームページでお知らせします。これは浦安市市民参加推進条例に基づくパブリックコメントです。

◆直接提出

書面でまとめたものを防災課へ

◆郵便

ハガキまたは市長への手紙、封書で、〒279-8501 浦安市役所防災課へ

◆ファクス

タイトルを「浦安市災害対策基本条例（骨子案）」として、☎355・6239へ

◆Eメール

タイトルを「浦安市災害対策基本条例（骨子案）」として、✉bousai@city.urayasu.lg.jpへ

※ご意見には必ず氏名と住所を記入してください

郵便はがき



料金受取人払郵便

浦安局承認

2506

差出有効期間
平成21年1月
31日まで

（切手をはらずに
お出ください）

279-8701

浦安市役所
防災課
行

（受取人）
猫実一丁目1番1号



条例の主な内容

自らを災害から守る～自助

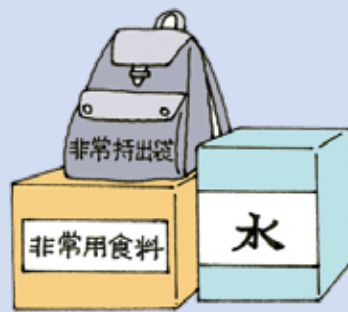
市民や事業者などの皆さんには、つぎの事項について、自ら災害に備えるよう努めていただくこととします。

市民

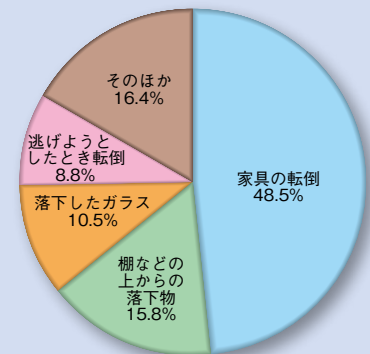
- 自らが居住または使用する建築物と工作物の安全性の確保
- 家具の転倒防止
- 出火の防止
- 災害時に自らが必要とする飲料水や食料などの物資の備蓄・確保
- 避難経路や避難場所、避難方法の確認 など

事業者

- 事業活動で使用する建築物と工作物の安全性の確保
- 出火の防止
- 災害時に従業員と顧客が必要とする飲料水・食料などの物資の備蓄と資機材の確保
- 災害対策に関する知識・技術の従業員などへの周知、事業所の自主的な防災組織の編成
- 災害時に帰宅困難者となった従業員などが、地域の混乱を生じさせない



●阪神・淡路大震災でけがをした人の原因



(神戸市消防局調査より)

- 災害対策を特に必要とする施設などを設置している特定事業者は、防災計画の作成と推進など

帰宅困難者

- 帰宅困難者になるおそれがある場合、帰宅に必要な物資・用具の確保、帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保
- 帰宅困難者になった場合、帰宅に関する情報収集・食料と飲料水などの確保

地域社会が互いを災害から守る～共助

市民や事業者などの皆さんには、つぎの事項について相互に助け合い、地域で災害に備えるよう努めていただくこととします。

市民

- 自発的な地域の災害予防の活動と災害時の諸活動への参加
- 自主防災組織の結成



事業者

- 市民と連携し、地域の災害対策活動の実施・参加、施設などの提供



市民と事業者

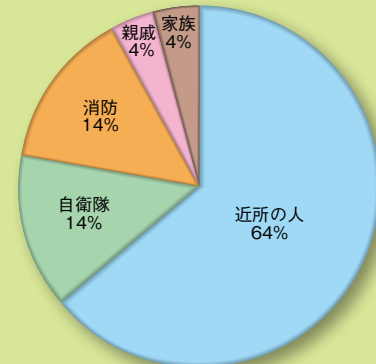
- 市や行政機関が実施する災害対策事業への協力
- 災害発生時に援護について配慮を特に必要とする高齢者や障がい者
など（災害時要援護者）の安全の確保
- 帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するための必要な支援 など

帰宅困難者

- 相互に助け合って帰宅に努めるとともに、地域の災害対策活動への協力



●人命救助の内訳



〔「1995年兵庫県南部地震による人的被害（その5）神戸市東灘区における人命救助活動に関する聞き取り調査」宮野道雄（大阪市大）ほか1996年日本建築学会大会学術講演梗概集〕

市の対応により
市民を災害から守る～公助

市長の基本的な責務

- 災害予防、災害が発生した際の応急対策や復旧に関する必要な災害対策を推進するとともに、地域防災体制の整備を行い、市民の生命、身体、財産を災害から守り、その安全を確保するよう努める
- 市民や事業者などと連携・協力するとともに、市民や事業者などへの助成、そのほかに必要な支援を行うことにより、自助・共助による災害対策活動を促進する
- 関係機関やほかの地方公共団体との連携・協力に努める
- 市の職員の防災に関する知識・技術の向上に努めるとともに、市の職員を災害対策要員として確保する
- 災害に関する正確な情報を、速やかにかつ確実に収集し、伝達する
- 災害発生後の市民生活の再建、安定、復旧に向けた施策の推進を図る

具体的な取り組み

- 災害対策体制の確立 ○避難所の開設 ○応急医療体制の整備 ○備蓄物資の整備
○自主防災組織の育成・支援 ○災害時要援護者の援護の推進
○災害時要援護者に係る個人情報の利用と提供 ○帰宅困難者対策の推進
○ボランティア活動への支援 ○復旧の推進

浦安市災害対策基本条例(骨子案)へのご意見をお聞かせください。

[illegible]

氏名	
住所	